

グループホームなでしこ運営規程

(事業の目的)

医療法人拓和会グループホームなでしこ(以下「事業所」という。)が行う、指定認知症対応型共同生活介護(以下「事業」という。)の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の指定認知症対応型共同生活介護従業者が要介護者などに対し、適正な入居生活介護事業を提供することを目的とする。

(運営方針)

当事業所では、利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送る事ができるような介護を行い、共同生活を通して認知症症状の軽減、進行の防止を行います。日常生活の介助や社会機能訓練などを通して心身の安定を取戻し、家庭生活に復帰できるように支援します。

また、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行いません。(緊急やむを得ず拘束を行った場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状態並びにその理由について報告します。)

(理念)

1. 利用者、各々に合わせた、優しい思いやりのある介護をします。
2. 個々の性格、特徴、長所を生かし、生活意欲にあふれた介護をします。
3. 安心して暮らせる、安全で快適な生活環境を作ります。
4. 家庭、地域との絆を大切に、生き生き暮らせるお手伝いをします。

(事業所の名称)

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 グループホーム なでしこ
- (2) 所在地 鹿児島県 始良市 東餅田 428 番地 1

(職員の職種、員数及び職務内容)

- (1) 管理者 1 名 (介護福祉士・介護支援専門員)
管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 計画作成担当者 1 名 (介護福祉士・介護支援専門員)
利用者に応じた認知症対応型共同生活介護計画の作成等を行う。
- (3) 介護従事者
介護福祉士等 7 名以上

夜勤業務を含む介護業務

- (4) 事務職員 2 名
事業所の経理事務等を行う。

(利用定員)

当該事業所における利用定員は、9名とする。

(介護の内容)

指定認知症対応型共同生活介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 入浴、排泄、食事、着替えなどの介助
- (2) 日常生活上の世話
- (3) 日常生活の中での機能訓練
- (4) 相談、援助

(介護計画の作成)

- (1) 指定認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」）の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努める。
- (2) 計画作成担当者は、介護計画の作成、変更に際しては、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に「介護計画」を作成し利用者又は家族へ説明し、利用者の同意を得る。さらに「介護計画」を利用者に交付する。
- (3) 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供すると共に、常にその実施状況についての評価を行う。

(地域との連携)

- (1) 地域住民又はその自発的な活動等の連携及び協力を行い、地域との交流に努める。また、提供した介護サービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等からの派遣者が行う相談及び援助の事業その他の市町村が実施する事業に協力する。

(記録の整備)

- (1) 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。
 - ア、 認知症対応型共同生活介護計画
 - イ、 提供した具体的なサービス内容
 - ウ、 やむを得ず行った身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況

並びに緊急やむを得ない理由の記録

- エ、 利用者が正当な理由なしに介護の利用に関する指示に従わないことにより要介護状態を悪化させたと認められた時、並びに偽りその他不正行為によって保険給付を受けたと認められた時に市町村への通知に係る記録
- オ、 利用者及びその家族から苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等の記録
- カ、 利用者が事故にあった際は、事故の状況及び事故に際して取った処置の記録

(苦情の処理)

- (1) 提供した指定認知症対応型共同生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受け付ける窓口を設置する。
- (2) 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- (3) 提供した指定認知症対応型共同生活介護に関し、市町村が行う文書や物件の提出もしくは提示の求め等に応じ、苦情に関して市町村が行う調査に協力すると共に市町村からの指導又は助言に従って必要な改善を行う。さらに市町村からの求めがあった場合には、改善の内容を市町村に報告する。
- (4) 提供した指定認知症対応型共同生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力すると共に、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言に従って必要な改善を行う。さらに国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(事故発生時の対応)

- (1) 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護提供により事故が発生した場合は、市町村及び当該利用者の家族等に連絡を行うと共に必要な処置を講ずる。
- (2) 前項の事故の状況及び事故に際して取った処置を記録する。
- (3) 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(緊急における対応策)

利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡を取り適切な措置を講ずる。

(衛生管理)

1. 指定認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

2. 従事者は、感染症などに関する知識の習得に努める。

(短期利用認知症対応型共同生活介護)

1. 当事業所は各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室を利用し、短期間の指定認知症対応型共同生活介護(以下「短期利用共同生活介護」という)を提供する。
2. 短期利用共同生活介護の定員は、一の共同生活住居につき1名とする。
3. 短期利用共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。
4. 短期利用共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当事業所の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護を作成することとし、当該認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供する。
5. 入居者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て短期利用共同生活介護の居室に利用することがある、なお、この期間の家賃等の経費については、入居者ではなく短期利用共同介護の利用者が負担するものとする。

(利用料など)

1. 本事業が提供する指定認知症対応型共同生活介護、短期利用共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。ただし、次にあげる事項については別に利用料金の支払いを受ける。

介護サービスの給付対象とならないサービス利用料金

- | | | |
|--------------------------------------------------------------------------|-------|--------|
| (1) 家賃 | 1日当たり | 1,000円 |
| (2) 食費 | 1日当たり | 1,200円 |
| (3) 水道光熱費 | 1日当たり | 600円 |
| (4) その他日常生活において必要となる費用で利用者の嗜好に基づくものと認められる費用(理美容・観劇・温泉入浴・あんま・おむつ代・医療費等実費) | | |

2. 利用の支払を受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をしたうえで支払に同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。
3. 利用料の支払は、毎月発行する請求書に基づき、現金または銀行座振込によって指定期日までに受けるものとする。

(入退居に当たっての留意事項)

1. 指定認知症対応型共同生活介護の対象者は、要支援 2、要介護者であって認知の状態にありかつ次の各号を満たすものとする。
 - (1) 小人数による共同生活介護を営むことに支障がないこと。
 - (2) 自傷他害の恐れがないこと。
2. 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。
3. 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し介護の継続性が維持されるよう退居に必要な援助を行うよう努める。
4. 短期利用共同生活介護の利用者の入退居に関しては、利用者を担当する居宅介護支援専門員と連携を図ることとする。

(非常時災害対策)

1. 非常災害が発生場合、従業者は利用者の避難など適切な措置を講ずる。また、管理者は日常的に具体的な対処法、避難経路及び協力機関等の連絡方法を確認し、災害時には避難などの指揮をとる。
2. 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関などと連携を図り避難訓練を行う。

(ハラスメントの防止・対応)

適切なサービスの提供を確保する観点から、職場における各種ハラスメントを防止するために必要な措置を講ずる。

1. 従業者が利用者、利用者の家族等からハラスメントを受け、相当と認められる場合や利用者、利用者の家族等が施設の指示に従わない場合はサービスの提供を制限することができる。

(秘密保持)

1. 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。
2. 事業者の従業者であった者が、正当な理由なく業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講ずる。

(個人情報の保護)

1. 利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとする。
2. 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供について

は、利用者又は家族の同意をあらかじめ書面により得るものとする。

(身体拘束の適正化)

利用者の身体拘束は行わない。ただし、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合は、適正な手続きを経て身体等の拘束を行うこととする。

身体拘束等に関する事項については、別途「身体拘束等の適正化のための指針」の定めによる。

(虐待の防止に関する事項)

虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- 1.虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- 2.虐待の防止のための指針を整備する。
- 3.従業者に対し虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 4.虐待の防止等に関する責任者を置く。

(感染症対策)

感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講ずる。

- 1.感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための指針を策定し、対策委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 2.従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

- 1.従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 2.定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての重要事項)

1.従業者等の資質向上のために、次のとおり研修の機会を設ける。

採用時 採用後 1ヶ月以内

継続研修 随時

2.すべての介護従業者（介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者、その他これに類する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずる。

附 則 この規程は、平成15年10月16日から施行する。

附 則 この規程は、平成21年7月30日から施行する。

附 則 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成27年10月16日から施行する。

附 則 この規程は、平成30年1月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

グループホームなでしこ運営規程の別紙資料

令和6年4月1日現在

(利用料など)

◎ 認知症対応型指定共同生活介護

介護保険の給付対象となるサービス利用料金

介護度	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
利用者 1 日 の負担金	761 円	765 円	801 円	824 円	841 円	859 円

介護給付初期加算	30 円
医療連携加算	37 円
サービス提供強化加算	22 円
科学的介護推進体制加算	40 円/月
介護職員処遇改善加算	円
協力医療機関連携加算	100 円/月
退去時情報提供加算	250 円/回

◎ 短期利用認知症対応型共同生活介護

介護度	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
利用者 1 日 の負担金	789 円	793 円	829 円	854 円	870 円	887 円

グループホームなでしこ運営規程

医療法人 拓和会

グループホーム なでしこ